

# 危険鳥獣出没 対応マニュアル

平成30年5月

宇 都 宮 市

# 目 次

|   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 目的                       | 1 |
| 2 | 本マニュアルの位置づけ              | 1 |
| 3 | 関係法令等                    | 1 |
| 4 | 危険鳥獣の出没状況（出没可能性含む）に応じた対応 | 2 |
|   | (1) 危険レベル1               | 2 |
|   | (2) 危険レベル2               | 2 |
|   | (3) 危険レベル3               | 3 |
|   | (4) 危険レベル3における要注意事項      | 4 |
|   | ア 緊急的な判断について             | 4 |
|   | イ 人身被害の発生時について           | 4 |
|   | ウ 麻酔銃による捕獲の実施について        | 4 |
| 5 | 危険鳥獣出没時の連絡体制等            | 4 |
|   | (1) 緊急時の連絡系統図            | 4 |
|   | (2) 夜間における対応について         | 4 |
| 6 | 危険鳥獣出没時における関係機関の人員体制     | 5 |
| 7 | 市民への注意喚起                 | 6 |
| 8 | 市民の対応                    | 6 |
|   | (1) 危険鳥獣出没時の対応           | 6 |
|   | (2) 通報先                  | 6 |
| 9 | その他                      | 6 |
|   | 【参考資料】～有害鳥獣の追い払いについて～    | 7 |

## 1 目的

本市では、危険鳥獣の出没事案が発生する中、人身被害などの事故も懸念されることから、出没時に迅速かつ適切に対応するため、宇都宮市鳥獣被害防止計画（平成27年3月策定）において緊急連絡体制や役割を定め、平成28年度には猟友会による組織的捕獲を開始するなど、段階的に対策を進めてきたところである。

こうした中、近年、全国各地でイノシシ等による人身被害の発生が相次いでおり、これまで以上に市民の安全・安心を強固なものとするため、栃木県、栃木県警察本部など関係機関が危険レベルに応じ適切に対応できるよう、役割分担のほか人員体制をまとめたマニュアルを作成する。

### ◎ 危険鳥獣の定義

当マニュアル内における危険鳥獣は「イノシシ」、「クマ」、「サル」、「シカ」などの野生動物とする。

## 2 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、危機管理計画における個別マニュアルとして位置づけ、危機を未然に防止、また発生した場合に初動対応を混乱なく行うため、想定される危機ごとに実施すべき対応を盛り込んだものである。

また、本マニュアルについては、定期的にチェック・テストを行い、新たに見出された課題や改善点を反映させるなど、必要な見直し・修正を行うことにより、不断に危機対応体制の強化に取り組む。

## 3 関係法令等

- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・ 栃木県鳥獣捕獲等許可取扱要領
- ・ 宇都宮市鳥獣捕獲等許可取扱要領 など

#### 4 危険鳥獣の出没状況（出没可能性含む）に応じた対応

危険レベルの区分及び関係機関の具体的対応は次のとおりとする。

##### (1) 危険レベル1

|  |  |
|--|--|
| 人身被害の発生するおそれが高い場合<br>→ 目撃情報はあるが糞・足跡などの痕跡からは危険鳥獣であることが断定できない。 |  |
| 宇 都 宮 市  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施部隊(※)への捕獲許可の付与，現場への出動及び調査を依頼</li> <li>・ 栃木県県東環境森林事務所，管轄警察署へ情報提供</li> <li>・ 庁内関係部局へ注意喚起</li> </ul> |
| 実 施 部 隊<br>(猟友会宇河支部)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の依頼により，現場へ出動，調査を実施</li> <li>・ 最低3日間近隣のパトロールを実施</li> </ul>  |
| 栃 木 県 県 東<br>環 境 森 林 事 務 所                                   | 情報を共有し，必要に応じて市への助言等を実施   |
| 管 轄 警 察 署<br>(宇都宮中央警察署)<br>(宇都宮東警察署)<br>(宇都宮南警察署)            | 情報を共有し，必要に応じてパトロール等を実施   |

(※) 市が栃木県猟友会宇河支部に有害鳥獣被害対策業務を委託し，捕獲や集落支援のほか，危険鳥獣出没時の対応を担う組織

##### (2) 危険レベル2

|   |   |
|---|---|
| 人身被害の発生するおそれが高い場合<br>→ 目撃情報があり糞・足跡などの痕跡から危険鳥獣であることが断定できる。 |   |
| 宇 都 宮 市   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施部隊への捕獲許可の付与，現場への出動及び調査を依頼</li> <li>・ 実施部隊とともに現場へ出動</li> <li>・ 必要に応じて実施部隊にわな設置・捕獲を依頼</li> <li>・ 栃木県県東環境森林事務所，管轄警察署に情報提供</li> <li>・ 庁内関係部局へ注意喚起</li> </ul> |
| 実 施 部 隊<br>(猟友会宇河支部)                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の依頼により，現場へ出動，調査を実施</li> <li>・ 必要に応じてわな設置・捕獲を実施</li> <li>・ 最低3日間のパトロールを実施（近隣並びに広域に渡るパトロールを実施）</li> </ul>   |
| 栃 木 県 県 東<br>環 境 森 林 事 務 所                                | 情報を共有し，必要に応じて市への助言等を実施  |
| 管 轄 警 察 署<br>(宇都宮中央警察署)<br>(宇都宮東警察署)<br>(宇都宮南警察署)         | 情報を共有し，必要に応じてパトロール等を実施  |

(3) 危険レベル3

|   |   |
|---|---|
| <p>出没し、人身被害の発生、または発生するおそれが非常に高く、緊急的な対応が必要な場合<br/>         → 目の前に居る、あるいは建物に立てこもるなど、危険鳥獣が実際に確認できる場合</p> |   |
| 宇 都 宮 市   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施部隊への捕獲許可の付与，現場への出動を依頼</li> <li>・ 実施部隊とともに現場へ出動</li> <li>・ 栃木県県東環境森林事務所，管轄警察署に情報提供</li> <li>・ 庁内関係部局へ注意喚起</li> <li>・ 追い払い又は緊急捕獲の依頼</li> </ul> |
| 実 施 部 隊<br>(猟友会宇河支部)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の依頼により，現場へ出動</li> <li>・ 追い払い又は緊急捕獲の実施</li> <li>・ <u>特に急を要する場合は，猟銃を使用した駆除を実施（注）</u></li> <li>・ 対処後，必要に応じて3日間のパトロールを実施</li> </ul>               |
| 栃 木 県 県 東<br>環 境 森 林 事 務 所  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場へ出動</li> <li>・ 対応について市へ助言等を実施</li> <li>・ 近隣の市町へ情報提供</li> </ul>   |
| 管 轄 警 察 署<br>(宇都宮中央警察署)<br>(宇都宮東警察署)<br>(宇都宮南警察署)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場へ出動</li> <li>・ 現場周辺の住民の退避，交通整理などの安全確保を実施</li> </ul>  |

【(注) 猟銃の使用について】

「熊等が住宅街に現れ、人の人命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について（平成24年4月12日 環自野発第120412001号，警察庁丁保発第43号）」より、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は、財産に重大な損害を及ぼすおそれのある狂犬、奔馬（ほんば）の類等の出現等危険な事態がある場合において、特に急を要する場合、警察官が、「猟銃を使用した駆除」を命じることは行い得るものと解される。

また、警察官よりも先にハンター（本市でいう実施部隊）が現場に臨場する事態も想定されるため、当該ハンターの判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置として、熊等を猟銃を使用して駆除することは妨げられないと解されている。

#### (4) 危険レベル3における要注意事項

##### ア 緊急的な判断について

対応については追い払いを原則とするが、人の安全については最優先とし、特に熊やイノシシなどの獣類が対象となる場合は、前述のとおり緊急的な判断による駆除（殺処分）を行うものとする。

##### イ 人身被害の発生時について

通報時に既に人身被害が発生している場合は

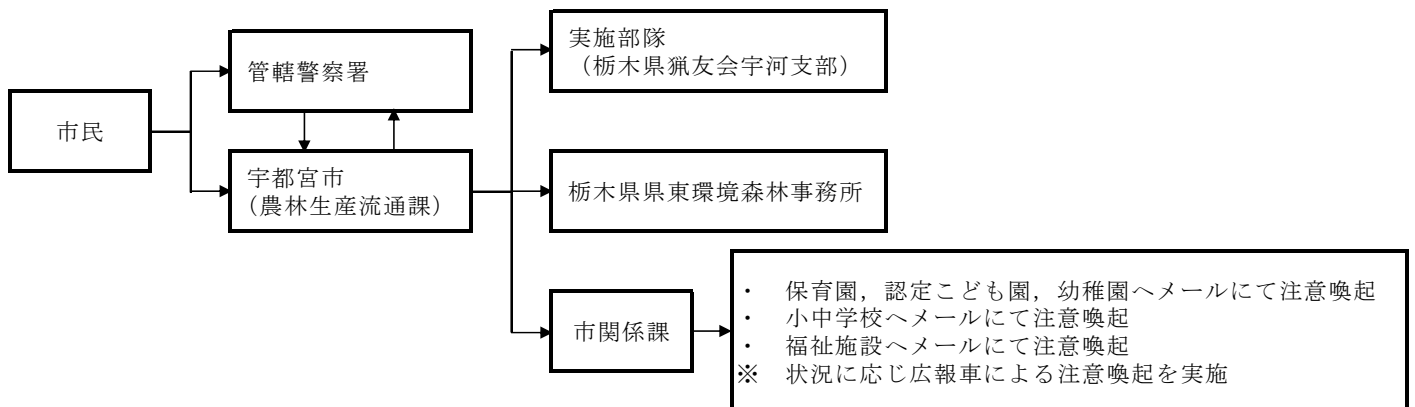
- ・ 現場からの119番通報等により被害者への適切な救急措置をお願いする。
- ・ 出沒レベルは「3」を適用し、対応する。

##### ウ 麻酔銃による捕獲の実施について

栃木県知事へ許可申請後、使用は可能であるが、取扱いが可能な者が限られており、実施に際しては、栃木県との協議が必要となる。

### 5 危険鳥獣出沒時の連絡体制等

#### (1) 緊急時の連絡系統図

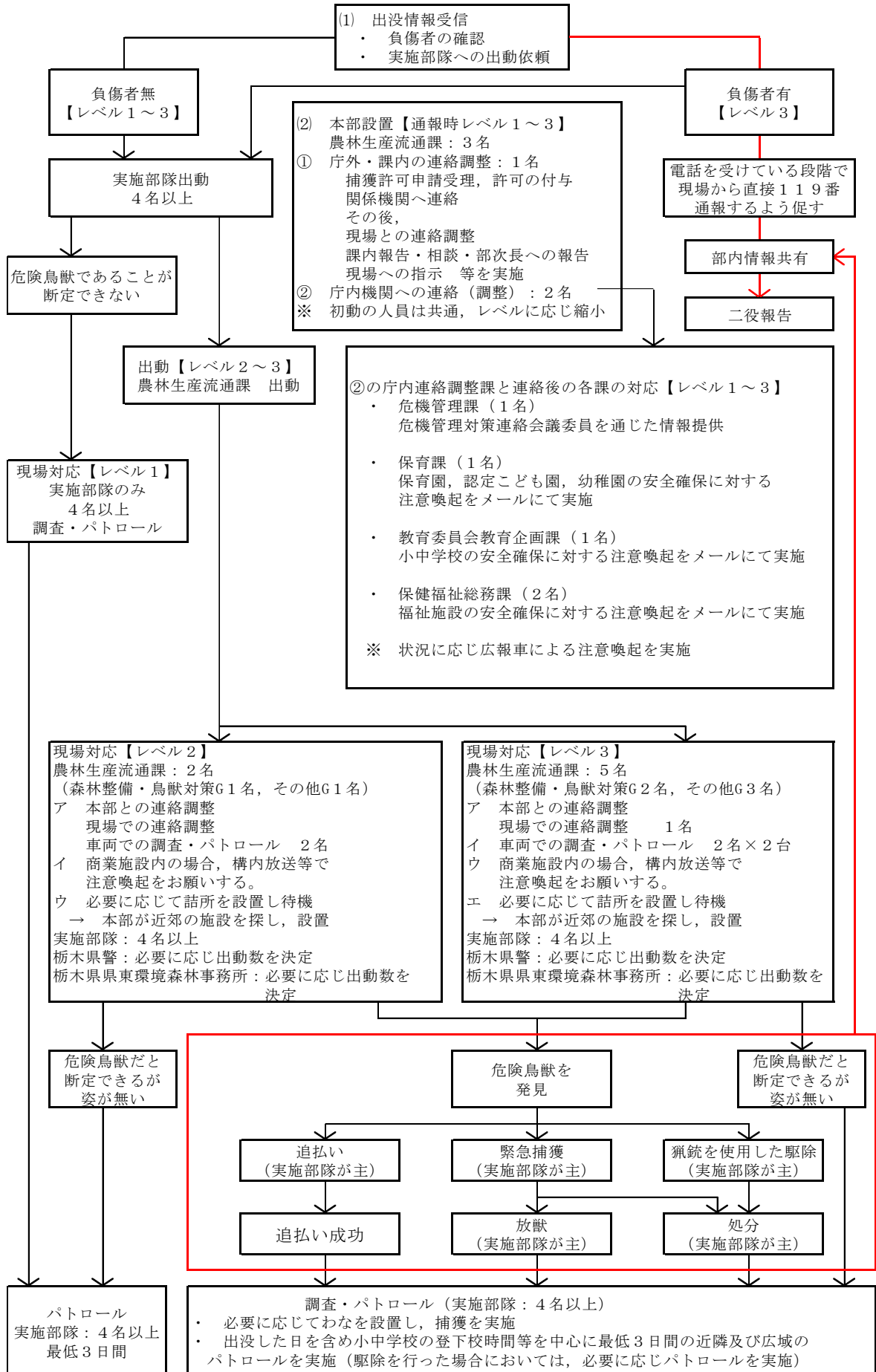


通報をした市民・関係者（学校など）に対しては、即座に対応状況を説明するなど、十分な処置を行う。

#### (2) 夜間における対応について

夜間における対応については、原則、翌朝以降の対応とするが、関係機関の協議により特に必要と考えられる場合においては対応するものとする。

6 危険鳥獣出没時における関係機関の人員体制



## 7 市民への注意喚起

注意喚起の例（危険レベル1より実施）

【保育園・幼稚園・小中学校】・・・・・・・・児童・生徒等に対する注意喚起

【福祉施設】・・・・・・・・入所者等に対する注意喚起

- ・ **危機管理課**  
危機管理対策連絡会議委員を通じた情報提供
  
- ・ **保育課**  
保育園，認定こども園，幼稚園の安全確保に対する注意喚起をメールにて実施
  
- ・ **教育委員会教育企画課**  
小中学校の安全確保に対する注意喚起をメールにて実施
  
- ・ **保健福祉総務課**  
福祉施設の安全確保に対する注意喚起をメールにて実施

※ 状況に応じ広報車による注意喚起を実施

## 8 市民の対応

### (1) 危険鳥獣出没時の対応

- ・ 決して近づかずに，素早く避難する。（建物や自動車があれば内部に避難する。）
- ・ 宇都宮市または栃木県警察に通報する。

### (2) 通報先

ア 宇都宮市 028-632-2477（農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ）

028-632-2222（代表番号：夜間，休日）

イ 栃木県警察（110番）

- ・ 宇都宮中央警察署 028-623-0110
- ・ 東警察署 028-662-0110
- ・ 南警察署 028-653-0110

## 9 その他

庁内関係部局や関係機関等と連携した訓練を定期的に行い，事案発生時に備える。



## 【参考資料】～有害鳥獣の追い払いについて～

### 1 基本的な追い払いの方法

- ・ 常に追い払う方向（森林、河川等）を明らかにし、イノシシの逃げ場を確保した上で組織的に追い払いを行う。
- ・ 幼稚園、保育園、小中学校、福祉施設等の位置を十分認識し、適切な方向に追い払いを行う。  
→ 大きな板などを楯（※）にして複数の人数で密集して、当該方向への見通しがきかないようにして進路を遮り、追い払いたい方向のみ見通しが利くようにすることが重要である。

### 2 安全の確保

イノシシの場合は、見通しの良い網等で進路を遮ろうとすると、逆にこれに向かって突進してくるので注意する。

※ 透視が不可能な素材（合板、ブルーシート等）であること。網等の透視可能な素材の場合、通過できるものとイノシシが判断し、逆に突進してくる危険があるため。また、盾同士、盾と地面との間に隙間ができないようにすること。

